

# 成年後見人制度の問題点

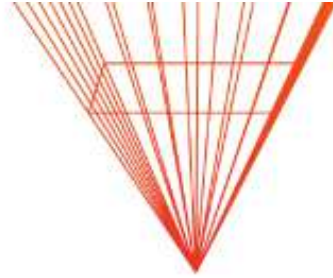
裁判所のお墨付きは絶対か？



一般社団法人

ロングライフサポート協会

Long Life Support Association



# 法定の成年後見人

法定とは、**「契約によるものではない」**ということの意味します。

法定の成年後見人はご本人の判断能力がなくなったあと、ご本人のご家族など、申立てる権限を持つ者が、家庭裁判所に申し立てることによって選任されます。

したがって、法定の成年後見人とは**「家裁に選任される」**ということも意味します。

通常、この選任される対象は弁護士や司法書士など、専門職の方が多かったのですが、

認知症患者が増大するにつれて、成年後見人が専門職だけでは賄えなくなってきました。

そこで、専門職ではない一般市民が成年後見人として選任されるケースも増えてきました。

これを市民後見人といいます。

また、法人が選任されるケースもあり、これを法人後見人といいます。

いずれにしろ、家裁によって選任されるという点では変わらないので法定の成年後見人であることに変わりありません。

法定成年後見人の解任は不正や著しい不行跡、任務に適しない時などに限られているので、要は犯罪行為に類するような行為や逆にまったく何も業務をしないときでなければできません。

他方で任意成年後見人とは**「契約によるもの」**ということの意味します。

任意の成年後見人は契約により生ずるものなので、報酬額も、業務内容も、契約内容に従うことになります。

解任については、監督人が選任される前は自由ですが、監督人が選任されたら正当な事由と家裁の許可が必要です。正当な事由というのは道理に沿っているということで、例えば後見人が転勤したとかそういうことを指します。法定の場合に比べると、少し緩いといえます。

契約で執り行う以上、本人が契約の当事者になる能力を有しておかなければならず、判断能力がなくなる前に契約しておかなければなりません。

法定の成年後見人の報酬額は、各家裁が目安を出しております。  
東京家裁が平成25年に出した通知によれば・・・

### 基本報酬

管理財産額が1000万円未満の場合	月額2万円です。
管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合	月額3万円～4万円
管理財産額が5000万円を超える場合	月額5万円～6万円

だいたいこの程度の相場になっており、ほとんどの場合は月に2万円程度ということになるようです。市民後見人や法人後見人は専門職ではないので、若干少ない金額になるようですが、具体的な通知などはなく、各家裁の決定によるようです。

これに加えて、監督人が選任された場合は、その金額も支払う必要があります。監督人の選任は法定の場合、家裁が職種や申立てによって要否を判断します。

管理財産額が5000万円以下の場合には月額1万円～2万円、  
管理財産額が5000万円を超える場合には月額2万5000円～3万円

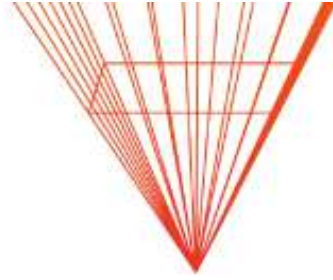
任意後見人の報酬額は契約によるので自由です。監督人の選任は任意後見人の場合必須です。というより、監督人を通じて監督するからこそ成年後見人を名乗ることができるのです。身元引受人と任意成年後見人の違いはここにあります。

したがって、契約で定められた報酬額+監督人への報酬額（上記と同じ）

身元引受人の場合、報酬は完全に契約のみによって決まるので、一般的には安価な傾向になるわけ  
です。



	身元引受人	任意成年後見人	法定成年後見人 (市民・法人後見人も含む)
裁判所の選任	裁判所は無関係	後見人はしない	裁判所が選任する
後見人監督人の有無	不要	必須	裁判所の判断による
解任	自由	監督人選任前は自由、選任後は正当な事由と家裁の許可が必要 任意後見契約法9条2項	不正、著しい不行跡、任務に適しない時のみ可能
料金	自由	自由+ 1～3万円	3万～9万円
業務内容	自由	自由	原則金銭管理のみ



# 事例

## 事例 1

成年後見人を選任したところ、すぐに本人は亡くなったが、他の業者への未払い金支払いなどの業務を行わず、自分の報酬をとったあとにすぐ口座を凍結してしまった。



職務怠慢にならないのか？



死後の業務は請け負っていないし、**裁判所の承諾はもらっている**と言われてしまう。

## 事例2

高齢者施設へ入居する際に、選任された成年後見人が身元引受人としてサインすることはできないと拒否してしまう。結果としてその施設には入居できず、家族の負担も解消されることはなかった。



職務怠慢にならないのか？



成年後見人の業務範囲は金銭管理に限定されているので職務怠慢にはならない。



### 事例3

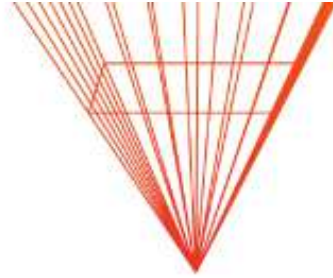
裁判所から選任された成年後見人（弁護士）にご本人の通帳をとりあげられ、家族はそれを見せてもらうこともできず、死亡時にようやく見せてもらったから、貯金額がかなり減っていた



職務怠慢にならないのか？



**裁判所に報告していたので違法性はない**と言われてしまう。



**成年後見人に対する不満を解消するには**

## 成年後見人に対して不服があるときの手段

### 成年後見人との協議

この方法が一般的。しかし、成年後見人が裁判所や法律を盾にすると、何の改善もなされないことが多く、もっと実行力のある方法がほしいところ。

### 成年後見人の解任請求

民法第846条 「後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由」があれば、解任できる可能性はあるが、ただの不満では解任できない。

### 成年後見人に対する損害賠償請求

債務不履行責任や監督責任者の責任を追及できる可能性はあるが、一般的に法律に精通している弁護士や司法書士が成年後見人に就任するので、そういったことにならないように事態をコントロールしている場合が多い。



# 問題の本質

法律上とりうる手段が限定されていて、**紛争未満の小さな不満を解消する方法がない**ということ



# 協議してみても・・・

例えば家族の立場で考えてみると、成年後見人が事例1のように口座を凍結してしまった場合、成年後見人に対して、家族や親族が口座凍結を解除するようにお願いしても、もはや仕事が終わった成年後見人はそこまで面倒をみないことが多い。

仮に口座凍結前に、そのようにしないでくれとお願いしたところで、成年後見人は聞かなくても**ペナルティはない。**

なぜなら、法定の成年後見制度は、判断能力に欠けた人を放置することで生じる**公益を保護する**という側面もあるから。（たとえば認知症の人に詐欺をするということが簡単にできると、市場原理が崩壊する）家族や親族のために動いているわけではないから。



# 解任請求してみても・・・

解任請求をするためには、民法第846条 「後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由」が必要。

不正＝横領などの犯罪行為と考えればいい。

著しい不行跡というのもそれに匹敵するほどの行為で、例えばセクハラあたるかあたらないか微妙な行為をした、裁判所に報告すべき義務をすっぽかした等。そんな行為をする弁護士・司法書士がいるのかと言え、極稀というレベルだろうと思われる。

解任請求が通らないということになれば、一度選任されてしまえば、本人が亡くなるまでそのままという可能性が非常に高いということ。一応、判断能力が回復した場合も解任可能であるが、高齢者の認知症が回復する可能性は現代医学ではありえないといっても差し支えないレベル。





# 損害賠償請求してみても・・・

民法714条本文に「前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を**監督する法定の義務を負う者**は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」とある。

ただし書があり「監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない」とあるため、成年後見人が職務を全うする限りは、損害賠償請求をすることはできないとなる。

したがって、現実的には、解任が可能なき時＝損害賠償請求ができるき時となることが多く、解任ができないときは損害賠償請求もほとんどの場合認められないだろうと思われる。





# 成年後見人への不満は何か？

- ・ 紛争に至る前段階のクレームを処理する機関がないということ。
- ・ 原則解約ができないというフットワークの鈍さ。
- ・ 金銭的な負担が継続的に発生するということ。

このあたりにあるといえます。もし成年後見人に対して家族が不満を抱いても、それを解消するシステムは現在のところ存在しません。唯一に近い方法は裁判所は法定の成年後見人に対して選任した責任がありますから、裁判所に苦情を申し立てることはできますが、**成年後見人と裁判所は協力関係にある以上、苦情のレベルで対応してもらえることは稀**です。

例えば、本人の経済状態が悪く、家族が補填していた場合に家族の負担は大きい。このような場合に、成年後見人をはずしたいと考えても、簡単にはずすことはできません。家族は成年後見制度からしてみれば、利害関係人ではあるけれども当事者ではないからです。後見制度の目的な、判断能力が欠ける人を支援することで、市場の秩序を維持するという公益性保護の観点もあるから、家族の負担が絶対的に優先するわけではありません。



# 成年後見人を申し立てないという選択

現状では、法定成年後見制度の一度申し立ててしまうと原則死ぬまで解約できず、金銭負担を継続的に負うというリスクを払拭できません。

成年後見人を逆に選任してよかったというのは、例えば銀行口座の暗証番号が本人しかわからず、家族の誰にも知られないまま認知症になってしまった場合など、極稀なパターンでしょう。それ以外の場合はほとんどは身元引受契約や任意成年後見制度を利用することで足ります。

今のままの制度では、法定の成年後見人を申し立てないという選択の方が合理的です。



# 生活保護受給者の成年後見制度

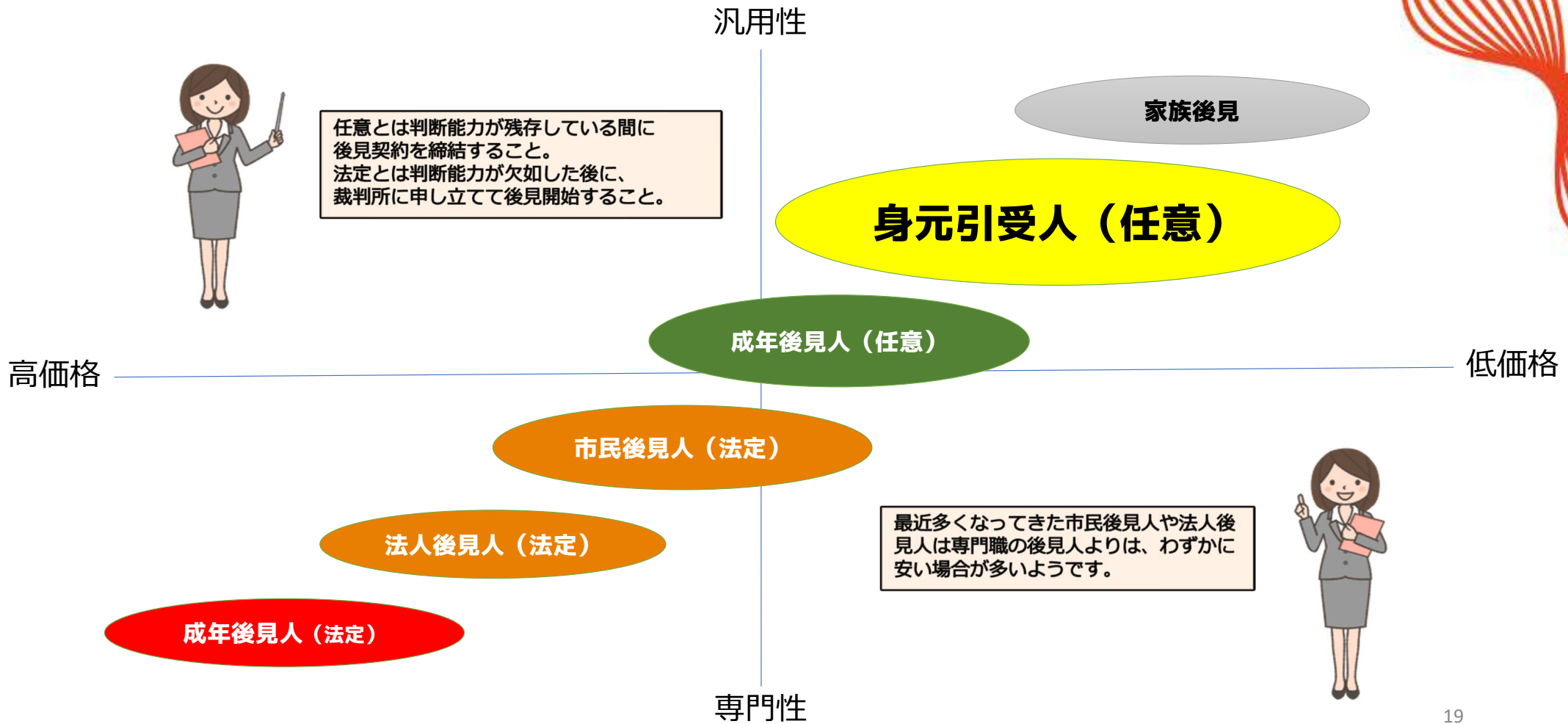
生活保護受給者については、そもそも申し立てる家族や親族がない場合も多いです。そんなときは市町村長が代わりに家裁に申立てをおこないます。  
そして、生活保護受給者は、成年後見人や監督人に対する報酬を支払えるだけの経済力がないため、この点については補助金制度を使います。**事実上、生活保護受給者は無料で成年後見制度を利用することができる**わけです。

ただ、生活保護受給者が死後にどうするのかという問題は残ります。  
この死後の葬儀等については、現実的には生活保護課が直接葬儀社に連絡して、成年後見人は死後事務委任については関わりを持たないというのがほとんどです。

あくまで、成年後見制度は金銭管理に特化している制度だからです。

今後将来的なことを考えれば、成年後見制度は金銭管理以外の様々なサービスを行っていかねば、需要を満たすことができないといえるでしょう。

# 身元引受・成年後見の方向性





# 身元引受人であればできること・・・

- 契約内容次第では低価格で負担が少ない
- 死後事務などサービス範囲は金銭管理に限られない
- 契約次第でいつでも解約可能なのでフットワークが軽い
- 施設などに入居するには7割程度は身元引受人が必要
- 介護やその他のコミュニティとの連携が可能
- 見守りなどの機能も有する



**お元気なうちにお試しで**